

新旧対照表（抄）
○ 中央区職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月中央区条例第三号）

新	旧
（部分休業の承認） 第十五条 （略） 2 勤務時間条例第十五条第一項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第十七条第一項の規定による育児時間、勤務時間条例第十六条の二第一項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第十八条の二第一項の規定による介護時間又は勤務時間条例第十六条の三第一項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第十八条の三第一項の規定による子育て部分休業の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき当該非常勤職員について定められた一日の勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく区規則の規定による育児時間、介護時間又は子育て部分休業の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、一日につき当該非常勤職員について定められた一日の勤務時間から五時間四十五分を減じた時間から当該育児時間、当該介護時間又は当該子育て部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。	（部分休業の承認） 第十五条 （略） 2 勤務時間条例第十五条第一項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第十七条第一項の規定による育児時間又は勤務時間条例第十六条の二第一項若しくは幼稚園教育職員勤務時間条例第十八条の二第一項の規定による介護時間 の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき当該非常勤職員について定められた一日の勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。ただし、当該非常勤職員が勤務時間条例第十八条第二項の規定に基づく区規則の規定による育児時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない場合における部分休業の承認については、一日につき当該非常勤職員について定められた一日の勤務時間から五時間四十五分を減じた時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

新	附 則 この条例は、令和七年四月一日から施行する。
旧	